

厚木市内部系情報システム更改業務委託
公募型コンペ
実施要領

令和7年9月

厚木市 企画部 DX推進課

目次

第1章 事業概要	
1 趣旨	1
2 定義	1
3 事業の概要	1
4 受注候補者の選定方法及び契約	2
5 事務局	3
6 実施要領及び必要書類の公開	3
第2章 諸条件に関する事項	
1 参加資格及び条件	3
2 審査	4
3 特定委員会	5
4 選定スケジュール（予定）	5
5 本コンペ実施時の留意事項	6
第3章 応募手続及び審査結果に関する事項	
1 参加表明書の提出	7
2 技術提案書等の提出	9
3 デモンストレーション	9
4 プレゼンテーション	10
5 最終審査結果の通知及び公表	11
第4章 契約に関する事項	
1 契約手続について	12
2 契約保証金について	12
3 その他	12

第1章 事業概要

1 趣旨

この要領は、厚木市（以下「本市」という。）において運用している内部系情報システムの更改に当たり、本市の次期内部系情報システム（以下「新システム」という。）について、高度な専門的技術、豊富な知識及び経験を備えた事業者による具体的な企画提案を広く募り、それらを本市の業務処理への適合性、分かりやすい操作性、運用性の向上、機能の拡充、運用管理コストの抑制等を総合的に評価し、本市にとって最良な新システムを選定するために実施する公募型コンペ方式（以下「本コンペ」という。）により、当該業務委託に最適な受注候補者を特定するために必要な事項を定める。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部系情報システム 文書管理、財務会計、人事給与等の各業務システムで構成され、自治体職員の行政事務の執行や予算管理等を目的とした庁内業務システムをいう。
- (2) 技術提案書等 本コンペにおける参加事業者が本コンペの参加に必要な書類をいう。
- (3) 企画提案書 本コンペにおける参加事業者からの具体的な提案内容をまとめたものをいう。

3 事業の概要

(1) 委託業務名

厚木市内部系情報システム更改業務委託

(2) 履行期間

本契約締結の日から令和14年3月31日まで

(3) 履行場所

厚木市役所（神奈川県厚木市中町3丁目17番17号）ほか

(4) 業務内容

資料1「厚木市内部系情報システム更改業務委託要求仕様書」のとおり

(5) 提案上限額

本コンペにおける提案上限額は、次のとおりとする。

なお、この金額は本業務を遂行する上での予算の上限を示すものであり、予定価格や契約金額とするものではない。

960,500,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）

また、年度ごとの提案上限額は、次のとおりとする。

（単位：円／消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
0	56,500,000	226,000,000	226,000,000	226,000,000	226,000,000

(6) 説明会

本コンペに係る説明会は実施しない。

4 受注候補者の選定方法及び契約

本契約は、公募型コンペ方式により受注候補者を選定する。

本コンペの結果に基づき受注候補者となった事業者は、本市との間で企画提案内容に誤りが無いことを確認の上、業務の詳細について打合せ（機能要件の詳細確認等）を行う。

また、本市は、企画提案内容を取捨選択できるものとし、業務の詳細について打合せ後に、次の契約を締結する。

(1) 契約件名

（仮称）総合行政情報システムサービス利用契約

(2) 契約形態

サービス利用契約

※ システム構築費、ネットワーク構築費、機器調達費、研修費、システム使用料・保守料、ハードウェア・ソフトウェア保守費、運用支援費等のシステム利用に係る全ての費用を包括した契約とする。

(3) 契約期間

契約締結の日（令和8年3月中旬を予定）から令和14年3月31日まで

(4) 新システム構築期間

ア 財務会計システム

令和8年4月1日から令和9年5月31日まで

イ 財務会計システム以外

令和8年4月1日から令和9年10月29日まで

(5) 新システム検証環境利用期間（全職員対象）

ア 財務会計システム

利用なし

イ 財務会計システム以外

令和9年11月1日から令和10年3月31日まで

(6) 新システム本稼働及び利用期間

ア 財務会計システム

令和9年6月1日から令和14年3月31日まで

イ 財務会計システム以外

令和10年4月1日から令和14年3月31日まで

(7) 請求及び支払方法

受注候補者は、本契約の履行に必要な費用の総額を①月額費用（財務会計システム分：令和9年6月1日～令和10年3月31日）（10回払い）及び②月額費用（全システム分：令和10年4月1日～令和14年3月31日）（48回払い）として、それぞれ平準化し、新システムの本稼働後、本市に請求できるものとする。

(8) 契約金額の固定

契約締結後の契約金額の増減変更は、原則認めないものとする。

よって、契約金額は為替相場や従量制課金サービスによる価格変動を見込んだ金額と

すること。

(9) 契約書類

サービス利用に係る約款、仕様書等の契約に必要となる書類については、受注候補者が原案を作成し、本市との協議の上、決定するものとする。

(10) その他

契約についての詳細な手続は、厚木市契約規則(平成 14 年厚木市規則第 33 号)の規定に則る。

5 事務局

〒243-8511 神奈川県厚木市中町 3 丁目 16 番 1 号

厚木市役所第二庁舎 16 階 厚木市企画部DX推進課行政システム係 事務室

担当者 清水、椎名、松尾

電話番号 (046)225-2281 (直通)

メールアドレス : 1300@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 本コンペに係る事務の受付は、全て事務局において行う。

※ 受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日等を除く午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までとする。

6 実施要領及び必要書類の公開

本市ホームページから、本コンペに係る実施要領及び必要書類等をダウンロードすること。

公開期間：令和 7 年 9 月 2 日（火）から 10 月 24 日（金）午後 5 時まで

第 2 章 諸条件に関する事項

1 参加資格及び条件

本コンペに参加することができる事業者は、次の参加資格及び条件を全て満たす者とする。

(1) 参加資格

ア 本コンペの参加表明書提出時において、厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第 31 号）第 6 条に規定する資格者名簿（種別：一般委託）に登録された者であること。

イ 参加表明書の提出期限から契約締結日までの期間において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱(平成 2 年 4 月 1 日施行)及び厚木市事業所等実態調査実施要綱（平成 21 年 10 月 1 日施行）の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

エ 2 年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225

- 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。) でないこと。
- オ 6 箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- カ 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- キ 厚木市暴力団排除条例（平成 23 年厚木市条例第 12 号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ク 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること。
- ケ 次の要件を満たす受注実績を有する者であること。
- (ア) 発注者
人口 10 万人以上の地方公共団体（町及び村は除く。）
- (イ) 受注業務内容
a クラウド（データセンター）環境への内部系情報システム構築(機器調達、サーバ・ネットワーク・端末仕様の設計、設定等)及び運用保守
b 内部系情報システム構築と運用保守が個別の契約による場合、併せて 1 件の受注実績とみなす。
- (ウ) 受注業務完了期間
a 内部系情報システム構築については、令和 6 年度を含む過去 5 年以内(令和 2 年 4 月以降)に完了した受注業務
b 内部系情報システム運用保守については、令和 6 年度を含む過去 5 年以内(令和 2 年 4 月以降)に完了した受注業務又は参加表明書提出時点において履行中の受注業務
- (エ) 契約形態
受注業務に関する契約については、発注者（地方公共団体）との直接の契約相手方である案件のほか、内部系情報システム構築及び運用保守について主たる事業者として履行した案件（再委託等）を受注実績とみなす。（地方公共団体とリース会社間の契約において、本コンペ参加事業者が納入業者である案件についても受注実績とみなす。）
- (オ) 受注件数
1 件以上
- (2) 業務実施上の条件
受注候補者は、本業務の全部を一括して再委託してはならないものとする。
ただし、全体としての委託業務の遂行に支障が生じない範囲で、本市に書面による承諾を得た上で、本業務の一部を再委託することができるものとする。

2 審査

本コンペの審査は、第 1 次審査と第 2 次審査の二段階で実施する。

第1次審査は、提出された受注実績（様式2）及び機能要件書（様式3）を審査対象とし、事務局で点数化し、評価点数の上位3者を第1次審査通過者とする。

なお、参加事業者が3者以下であっても第1次審査は実施する。

第2次審査は、第1次審査を通過した者を対象に、提出された企画提案書（プレゼンテーションを含む。）、デモンストレーション及び提案金額を審査対象とし、「厚木市内部系情報システム更改業務委託に係る技術提案書等特定委員会（以下「特定委員会」という。）」委員が評価の上、点数化する。

第1次審査と第2次審査の得点を合計し、基準点である1,980点（3,300点満点）以上の事業者のうち、最も得点の高い事業者を本業務の受注候補者、受注候補者に次いで得点の高い者を次点候補者として、それぞれ1者特定する。

(1) 審査対象

ア 第1次審査

(ア) 受注実績(様式2)

(イ) 機能要件書(様式3)

イ 第2次審査

(ア) 企画提案書(プレゼンテーションを含む。)

(イ) デモンストレーション

(ウ) 提案金額

(2) 評価基準及び採点基準

資料3「厚木市内部系情報システム更改業務委託公募型コンペ評価基準」のとおり

3 特定委員会

本市職員10名で構成する特定委員会が第1次審査及び第2次審査を実施する。

4 選定スケジュール(予定)

内容	日程
実施要領及び必要書類の公開	令和7年9月2日(火)から 令和7年10月24日(金)午後5時まで
質問書 受付期限	令和7年9月17日(水)午後5時
質問書 回答期限【事務局】	令和7年9月26日(金)午後5時
参加表明書の提出期間	令和7年9月29日(月)から 令和7年10月1日(水)午後5時まで
参加資格確認結果通知及び技術提案書等提出要請書の送付【事務局】	令和7年10月3日(金)
技術提案書等提出期間	令和7年10月6日(月)から 令和7年10月24日(金)午後5時まで
第1次審査(書類審査)	技術提案書等提出後から 令和7年10月27日(月)まで
第1次審査結果通知・第2次審査通知	令和7年10月27日(月)
第2次審査 (デモンストレーション)	令和7年11月5日(水)、 令和7年11月6日(木)又は、

	令和7年11月7日（金）のいずれか
第2次審査 （プレゼンテーション）	令和7年11月13日（木）
最終審査結果通知	令和7年11月28日（金）
契約に関する詳細打合せ（仕様書の確認、機能要件の詳細確認等）	令和7年12月8日（月）から 令和8年2月20日（金）まで（予定）
契約締結	令和8年3月中旬（予定）

※ 本スケジュールは予定であり、変更することがあります。

5 本コンペ実施時の留意事項

(1) 費用負担

書類作成、ヒアリング、旅費等の本コンペに係る費用の一切は、参加事業者の負担とする。

(2) 提案数

技術提案書等の提出は、1事業者につき1件とする。

(3) 提出方法

本コンペに関する書類提出は、事務局への持参又は郵送等を原則とする。郵送等による場合は、提出期限必着とする。

なお、事故等により提出期限内に事務局へ到達しない場合でも、本市が責任を負わないこととする。

質問書については、電子メールで提出すること。

なお、電子メールで提出後は、必ず事務局宛てに受信確認の電話連絡をすること。

(4) 提出書類等について

提出された書類等については、一切返却しない。

(5) 提出書類等の取扱いについて

提出された書類等の著作権は、参加事業者に帰属するが、本市は、次の場合において、提出された書類等は無償で使用する権利を持つものとする。

ア 本コンペにより受注候補者（及び次点候補者）の特定のために使用する場合

イ 厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）等関連規程に基づき公開する場合

ウ アの特定又はイの公開等のために複製を作成する場合

(6) 失格条項

参加事業者等が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

なお、失格とする場合において、事業者に対し、その業務に係る提案を行うことができない理由又は技術提案書等を無効とした理由を付して通知する。

ア 特定委員会委員に直接又は間接を問わずに接触を求めた場合

イ 契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

ウ 複数の提案をした場合

エ 提案後（ヒアリング時等）に新たな説明資料を追加した場合

オ 提出書類に虚偽の記載又は重大な過誤等があった場合

カ 参加表明書提出後、「第2章 1 参加資格及び条件」のいずれかを満たさなくなっ

た場合

キ 提案見積書の金額が提案上限額を超える場合

ク 技術提案書等が提出期限までに提出されない場合

ケ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

コ 第2次審査に欠席した場合(ただし、公共交通機関等の事故等、やむを得ない理由がある場合を除く。)

サ その他本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

(7) コンペの成立

本コンペの参加事業者が1者の場合も、本コンペは成立するものとするが、提案事業者の得点が基準点 1,980 点 (3,300 点満点) を下回る場合は、受注候補者として特定しない。

(8) その他

ア 本コンペの手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

イ 本コンペは、厚木市プロポーザル方式等実施要綱(令和7年4月1日施行)に基づき実施する。本要領に定めがないことについては、同要綱の趣旨に基づき実施する。

ウ 本コンペに参加することによって知り得た情報(実施要領、仕様書等の内容を含む。)については、いかなる理由があっても、本市の承諾なしに第三者へ開示、漏えいしてはならない。

第3章 応募手続及び審査結果に関する事項

1 参加表明書の提出

本コンペに参加を希望する事業者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年9月29日(月)から10月1日(水)午後5時まで

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は提出期限必着)

(4) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 受注実績(様式2)

ウ 誓約書(様式6)

エ 会社概要(任意様式) ※ パンフレット等の添付でも可

(5) 本コンペに関する質疑

本コンペの内容について質疑がある場合は、質問書(様式5-1)を次のとおり提出すること。

なお、質問書の提出以外の方法による質問及び提出期限を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。

また、質問書の提出回数に上限は設けない。

ア 提出期限

令和7年9月17日（水）午後5時

※ 上述の期限を待たずに、可能な限り早期に提出されることが望ましい。

なお、技術提案書等の内容の評価に当たり、質問書提出の有無及び順番が考慮されることはない。

イ 提出書類(電子データ)

質問書（様式5-1）

ウ 提出先及び提出方法

事務局へ電子メール（電子メールアドレス：1300@city.atsugi.kanagawa.jp）

エ 件名

質疑（事業者名）：厚木市内部系情報システム更改業務委託

オ 受信確認

質問書を送信した場合は、必ず事務局宛てに受信確認の電話連絡を入れること。

カ 回答期限

令和7年9月26日（金）午後5時

キ 回答方法

質問内容（匿名）及び回答を本市ホームページで公表する。

なお、質疑がない場合はその旨を公表する。

※1 回答（公表）は、複数回に分けて実施する場合がある。

※2 質問書を提出した事業者に対し、回答（公表）の都度、その旨を質問書に記載の電子メールアドレス宛てに通知する。

※3 回答(公表)が遅れる場合も上記同様に電子メールアドレス宛てに通知する。

(6) 参加資格の確認結果通知書及び技術提案書等提出要請書

参加事業者に対して、「第2章 1 参加資格及び条件」について、参加資格及び条件を事務局が確認し、令和7年10月3日（金）までに次のとおり通知する。

なお、通知は、電子メールによるものとし、参加表明書に記載の電子メールアドレス宛てに通知する。

ア 参加資格があると確認することができた者に対して、その旨を参加資格確認結果通知書により通知するとともに、技術提案書等提出要請書を送付する。

イ 参加資格がないと判断された者に対しては、その旨及び理由を参加資格確認結果通知書により通知する。この場合において、参加資格がないと判断された者で説明が必要な場合は、次の方法により書面で請求することができるものとする。

(ア) 請求日時

参加資格確認結果通知書に記載

(イ) 請求場所

事務局

(ウ) 請求方法

任意の様式による書面（ただし、規格は、A4版、用紙縦置き、横書き及び両面印刷とし、法人名、代表者名、部署、担当者氏名、電話及びファクシミリ番号を併記）により、事務局へ持参又は郵送によるものとする。

(エ) 回答時期

受理した日の翌日から起算して15日以内に請求者に対し、書面により回答する。

2 技術提案書等の提出

技術提案書等提出要請を受けた事業者は、次のとおり技術提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年10月24日（金）午後5時

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限必着）

※ 郵送の場合は、書留等、送達過程が記録される方法で送付すること。

※ 事故等により提出期限内に事務局へ到達しない場合でも、本市が責任を負わないこととする。

(4) 提出書類

ア 企画提案書（別紙1の要領に定める規格のとおり）

イ 機能要件書（様式3）

ウ 提案見積書（様式4）

エ S L A項目確認書（様式9）

(5) 提出部数

正本1部、副本（写し）15部

副本15部は、審査に用いるため、提案事業者の商号又は名称、所在地、代表者名等を記載しないこととし、表紙についても、社名等の記載や押印を一切行わないこと。

商号等の記載により事業者を判別できる場合には失格とすることもあるため、十分確認した上で提出すること。

(6) 作成上の留意点

別紙1「厚木市内部系情報システム更改業務委託公募型コンペ技術提案書等作成要領」に従って作成すること。

(7) 技術提案書等の取扱い

ア 本市は、提出された技術提案書等の内容について、提案事業者に内容の確認及び追加資料を求めることができるものとする。

イ 提出期限以降の差し替え及び再提出は、認めない。

ウ 本市が受領した技術提案書等は、返却しないものとする。

3 デモンストレーション

(1) 実施日

令和7年11月5日（水）、11月6日（木）又は、11月7日（金）のいずれか

※ 時間、場所等は、別途通知する。

※ 順番は、本市が無作為に決定するものとする。

(2) デモンストレーション対象者

特定委員会委員及び評価補助者

※ 評価補助者…特定委員会委員の評価を補助する者（本市職員）としてデモンスト

レーションに出席し、評価を行い、特定委員会委員に報告をする。

(3) デモンストレーションの出席者は、5人以内とする。

なお、PCの専属操作員も、出席者に含めるものとする。

(4) デモンストレーションは、本市で用意したシナリオのデモンストレーションを行うとともに、特定委員会委員等からのヒアリング（質疑）への対応をすること。シナリオは、第1次審査通過者に別途通知する。

(5) 当日、新たに説明資料を追加することはできない。

(6) デモンストレーションにおいて、本市が用意する機器は、次のとおりとし、PC等必要となる機器は、提案事業者が持参すること。

【貸与機器】

ア スクリーン 1台

イ O Aタップ 1本

ウ プロジェクター 1台

(7) 実施業務

次のシステムについて、デモンストレーションを行うこと。

No	システム	システム主管課
1	文書管理	行政総務課
2	財務会計（歳入歳出審査等）	会計課審査第一係、審査第二係
3	財務会計（出納管理等）	会計課出納係
4	財務会計（予算管理等）	財政課
5	契約管理	契約検査課
6	庶務事務	職員課
7	電子決裁	行政総務課 財政課
8	共通基盤	D X推進課
9	人事給与	職員課

4 プレゼンテーション

(1) 実施日

令和7年11月13日（木）

※ 時間、場所等は、別途通知する。

※ 順番は、本市が無作為に決定するものとする。

(2) プレゼンテーション対象者

特定委員会委員

(3) プレゼンテーションの出席者は、管理技術者を含め5人以内とし、説明は、管理技術者となる者が行うこと。

なお、PCの専属操作員も、出席者に含めるものとする。

(4) プレゼンテーションは、企画提案書に記載した内容の説明（60分以内）を行うとともに、特定委員会委員からのヒアリング（質疑）への対応（30分以内）をすること。

(5) 当日、新たに説明資料を追加することはできない。

- (6) プレゼンテーションにおいて、本市が用意する機器は、次のとおりとし、PC等必要となる機器は、提案事業者が持参すること。

【貸与機器】

- ア スクリーン 1台
- イ O Aタップ 1本
- ウ プロジェクター 1台

5 最終審査結果の通知及び公表

- (1) 最終審査の結果、受注候補者及び次点候補者に特定された者に対し、その旨を書面で通知する。

- (2) 最終審査の結果、受注候補者及び次点候補者に特定されなかった技術提案書等の提出者に対しては、特定しなかった旨を書面で通知する。

- (3) 最終審査の結果については、次の内容を本市ホームページ上で公表する。

ア 受注候補者名

イ 審査結果

※ 受注候補者以外は、提案事業者が特定できない方法で公表する。

また、受注候補者に事故等があり、契約が不能となった場合は、次点候補者について公表する。

- (4) 審査結果に対する理由の説明

第2次審査を受けた者で、審査結果の理由の説明が必要な場合は、次の方法により書面で請求することができる。

ア 請求日時

結果通知書に記載

イ 請求場所

事務局

ウ 請求方法

任意の書式による書面（ただし、規格は、A4版、用紙縦置き、横書き及び両面印刷とし、法人名、代表者名、部署、担当者氏名、電話及びファクシミリ番号を併記）により、事務局へ持参又は郵送によるものとする。

エ 回答時期

受理した日の翌日から起算して15日以内に請求者に対し、書面により回答する。

第4章 契約に関する事項

1 契約手続について

本市は、受注候補者となった者を契約交渉相手として、契約交渉を行う。

ただし、受注候補者に事故等があり、契約が不能となった場合には、次点候補者を契約交渉相手方とする。

契約形態は随意契約とし、確定した業務仕様書に基づく見積書の提出を求める。

なお、契約額は原則として、提案された見積額の範囲内とする。

2 契約保証金について

本市と契約を締結する場合は、契約金額の10分の1以上の契約保証金の納付(契約保証金に代わる担保を含む。)が必要となる。

ただし、次のいずれかに該当することが確認できる場合は、契約保証金の納付を免除することとする。

(1) 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと本市において認められたとき。

3 その他

(1) 契約締結後、速やかに本市担当者と協議の上、本業務の「全体スケジュール」を作成し、本市担当者の承諾を得ること。

(2) 本市担当者との連絡を密に行い、意思の疎通及び情報の共有を図るとともに、疑義等が生じた場合はその都度協議すること。

以上